

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営の透明性と効率性を確保し、ステークホルダーの要望に応じて、企業価値の継続的増大を図ること」がコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。また、コンプライアンス経営がコーポレート・ガバナンスの根幹をなすとの判断のもと、企業倫理憲章の制定やコンプライアンス委員会の設置を行い、その推進体制を強化しております。

経営監視機能については、当社の企業規模ならびに事業内容を勘案し、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、社外監査役2名を含む監査役4名体制で、取締役の業務の執行の監査および監視によるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりました。また、独立社外取締役については2016年3月期定時株主総会において1名を選任、独立社外取締役2名体制となりました。取締役7名のうち2名を社外取締役にすることで取締役相互の監視機能強化を図ってまいります。

#### 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外とのステークホルダー（お客さま、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な会話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

##### < 政策保有に関する方針 >

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、営業取引関係や金融取引関係の構築・維持強化や事業戦略上の重要性を鑑み、有益かつ必要と判断する上場株式を限定的かつ戦略的に保有することがあります。

また、保有の意義が希薄と判断される場合には、できる限り速やかに処分・縮減を図ります。

当社が保有する政策保有株式の保有の合理性について、保有に伴う便益や株式価値の毀損により当社の財政状況に与えるリスクの有無・程度を資本コストとの比較等により検証を行います。具体的には、投資先企業との取引額や利益額等の取引状況や配当額等の定量的な検証に加え、当社の事業戦略等の定性的な判断を考慮し、毎年取締役会において検証しております。

なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断される銘柄については売却を行い、縮減を図っており、2021年3月末日時点の政策保有株式の銘柄数は、2018年3月末日時点の11銘柄から10銘柄となりました。

##### < 議決権行使の基準 >

投資先企業の経営方針・中長期戦略・社会的責任などが、当社グループの企業価値の向上をはじめとする保有目的に資するものであるか等を踏まえ、具体的基準を定めて、それに沿って議決権を行使することとしております。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が、当社役員等と取引を行う場合には、法令及び取締役会規程等に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取引の重要性の高いものについては、年に1回、取締役会の承認を要することとしております。

なお、当社役員等や主要株主等との取引の条件等については、会社及び株主共同の利益を害することのないように、個別の協議を踏まえ、一般の取引先との間の取引と同様の方針により決定しております。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では企業年金制度は導入しておりませんので、年金運用の体制・運営に関する影響はありません。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

##### 1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社ホームページ並びに株主向け通信である「報告書」に経営理念及び経営方針を掲載しております。また当社ホームページに中期計画概要を掲載しております。

##### 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

##### 3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（月額）と単年度の当社の業績を反映した業績連動報酬（役員賞与）、及び役員退職慰労金から構成されております。また、中長期の業績を反映させる観点から、各取締役（社外取締役を除く）月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することとしております。なお、社外取締役の報酬は、その職務内容等に鑑み、業績連動報酬及び役員退職慰労金は支給せず、固定報酬（月額）のみを支給しています。

取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は、各取締役の役位や職責(担当部門の職務内容や規模、責任、経営への影響度合い等)、在任年数等に及び、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給します。社外取締役の基本報酬は職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給します。

取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会の承認を経た上で定時株主総会後に支給します。その各人別の支給金額は連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出した数値に、連結経常利益の額に応じてあらかじめ定める職位別の指数を乗じ、職位別基本額を算出した上で、担当部門の業績・個人別の考課・在任期間等を考慮し、一定の加減算を行い算出します。業績の見通しの修正等、特別な事情が生じた場合は支給額の見直しを行うものとし、また、連結経常利益が一定額を下回る場合には、役員賞与を支給しません。

取締役(社外取締役を除く)に対する役員退職慰労金は、原則として退任時に定時株主総会の承認を経た上で、退任時の役位や勤続年数に応じて支給金額を定める報酬内規に基づき、定時株主総会後に支給しています。

取締役の基本報酬、役員賞与及び役員退職慰労金は、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で代表取締役社長に各人別の支給額の決定を一任します。なお代表取締役社長は、独立社外取締役を過半数の構成員とするガバナンス委員会における協議を経て、基本報酬については報酬内規で定められた報酬基準額の範囲内で各人別の支給額を決定するものとし、また役員賞与及び役員退職慰労金については報酬内規で定められた算出方法に基づき各人別の支給額を決定するものとしています。ガバナンス委員会においては、上記基本報酬の役位ごとの基準額、賞与については指標を含む算出方法及び各取締役の具体的な支給額等を協議するものとしております。社外取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、取締役会の決議に基づき各人別の支給額を決定することとしております。

#### 4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を経営陣幹部として選任します。取締役・監査役候補の指名については、的確かつ迅速な意思決定と業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス、適材適所の観点から総合的に検討しております。また、監査役候補の指名については財務・会計・法務に関する知見も考慮しております。

経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名に関しては、より透明性を確保できるように独立社外取締役を過半数の構成員とするガバナンス委員会にて独立社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、監査役候補の指名にあたっては、監査役会の同意を得ております。

経営陣幹部の解任の方針と手続きについて、経営陣幹部がその機能を十分発揮しているかなどを踏まえ、具体的基準を定めて、それに沿って経営陣幹部としての役職を解任します。

また、解任にあたっては、独立社外取締役を過半数の構成員とするガバナンス委員会にて、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

#### 5. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会において経営陣幹部の選解任候補者を提案する場合には、招集通知において当該候補の選解任理由を説明いたします。

取締役並びに監査役候補の選任理由については、株主総会に取締役並びに監査役選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載することとしております。なお、「株主総会招集ご通知」は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

当社では、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」及び「取締役会規程運用基準」に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を取締役会にて決議しております。その他については「業務分掌規程及び権限規程」、「稟議規程」にて経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役及び社外監査役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすこととし、加えて経営全般に対し豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を行うことができる資質を要件としております。なお当社は、独立役員資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】

取締役会は、取締役の選任について、当社の各機能と各事業部門を俯瞰できるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、またジェンダーや国際性の面を含む多様性にも配慮するよう努めております。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況の毎年開示】

当社では、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を事業報告において毎年開示しております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

取締役会の実効性については、全ての取締役・監査役に以下の項目を内容とするアンケートを配布し、記名方式で回答を得る方法により調査を実施いたしました。

・アンケートの主な内容:取締役会の構成、取締役会の役割、取締役会の運営、コーポレートガバナンス・コード対応

その調査の結果、取締役会運営体制は毎年着実に整備・強化されており、取締役会の実効性については概ね確保できていると評価しております。今後も取締役会の実効性評価アンケートの集計結果を基に、持続的な改善・見直しを行っていくことで、より実効性の高い取締役会実現を目指してまいります。

#### 【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】

社外取締役並びに社外監査役就任の際には、当社が属する業界、事業概要や経営計画等の必要な情報習得のための機会を設け、当社に対する理解促進を図ってまいります。

また内部昇格による新任役員は、新任役員研修に参加し、法的知識を含めた求められる役割・責務の理解促進に努めております。また、必要に応じて取締役及び監査役に研修の場を設けております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営企画部を窓口とし経営企画部掌管役員が関連部門の連携指示を含めIR活動を統括し、適宜IRを実施しております。

株主からの意見や要望については、当社経営に資すると判断されるものは全て取締役会にて適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。

また株主の皆様には正確な情報を公平にご提供するために、当社ホームページへの各種情報掲載および個人株主様向けの工場見学会などを実施しております。

なお、当社経営陣並びに従業員等は「ディスクロージャー・ポリシー」や「内部者取引管理規程」に則り、重要情報の管理及び公表については適切な対応を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同特殊鋼株式会社	2,620,784	42.73
株式会社日本カストディ銀行	381,800	6.23
株式会社みずほ銀行	217,350	3.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	183,200	2.99
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	114,000	1.86
特殊発條興業株式会社	106,560	1.74
前尾和男	103,100	1.68
株式会社三菱UFJ銀行	67,620	1.10
ASADA株式会社	60,000	0.98
日本精線従業員持株会	51,831	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

大同特殊鋼株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 5471

補足説明

- (1) 当社は、自己株式を359,054株保有していますが、上記大株主からは除外しています。  
(2) 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は原材料の重要な供給元であります。複数購入先の一社であり、これに伴う事業上の制約はないと判断しております。

また、当社の取締役7名のうち、過半数は同社の役員並びに出身者が占めておりますが、当社は、上場企業として経営の独立性を確保し、同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定しております。

従いまして、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社とは緊密な協力関係を保ちながらも事業活動を行う上での特段の制約はなく、独自に事業活動を行っており、親会社等からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
花井 健	他の会社の出身者													
滝沢 正明	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花井 健		<p>・花井氏は1977年から2009年まで当社の取引先である株式会社みずほ銀行に勤務しており、2004年から2009年まで同行の執行役員、常務執行役員を歴任されました。</p> <p>・同行は当社の借入先であり、2021年3月31日時点での借入金残高は134百万円であります。</p>	<p>・花井氏は、複数企業の経営に長年にわたり携わっておられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験及び知見が、特にコーポレートガバナンスの強化に向けた経営施策に反映されることを期待したためであります。</p> <p>・同氏はタツタ電線株式会社及びギークス株式会社の社外取締役、株式会社LIFULLの社外監査役を兼務しておりますが、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。</p> <p>・同氏は、現在、最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、経営に対する監督機能の実効性向上に寄与いただけたと考え独立役員に指定しております。</p>



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 伸夫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木氏は1971年から2019年まで東レ株式会社に勤務し、2006年から2015年まで、同社の取締役、常務取締役、専務取締役、代表取締役副社長を歴任されました。</li> <li>・同社グループは当社との間に営業上の取引がありますが、その取引金額は当期連結売上高の2%未満であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験及び知見を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。</li> <li>・同氏は、現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、経営に対する監督機能の実効性向上に寄与いただけると考え独立役員に指定しております。</li> </ul>
長谷川 正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷川氏は1980年から2016年まで日本冶金工業株式会社に勤務しており、2010年から2016年まで同社の取締役及び常務執行役員を歴任されました。</li> <li>・同社グループは当社との間に営業上の取引がありますが、その取引金額は当期連結売上高の3%未満であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。</li> <li>・また過去に当社の取締役であった者が日本冶金工業株式会社の社外監査役に就任しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷川氏は、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験及び知見を当社の監査業務に反映していただけると判断したためです。</li> <li>・同氏は、現在、最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から、経営に対する監督機能の実効性向上に寄与いただけると考え独立役員に指定しております。</li> </ul>

**【独立役員関係】**

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、該当年度の業績に連動した役員賞与を株主総会に上程のうえ決議しております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬中の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、取締役の報酬額に、期間費用として引当金計上した取締役賞与及び退職慰労金を含め、全取締役の総額を開示しております。なお、2020年度は、取締役賞与及び退職慰労金を含め、1億24百万円としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の -1【原則3 - 1情報開示の充実】3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに記載しておりますのでご参照ください。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の議案に関する重要な事項について、事前に説明することとしております。社外監査役に対しては、原則取締役会の前に監査役会を開催し、常勤監査役より取締役会の議案につきその内容を事前に説明することとしております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には、代表取締役社長退任者を対象に、任期2年限りの相談役を委嘱する制度があります。相談役には、組織に対する決裁権や指揮命令権を有せず、会社の発展向上のため、豊富な経験や専門知識に基づいた見解、有益な助言等を行うこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、社外監査役2名を含む監査役4名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有する社外取締役2名を選任し、監督機能の実効性向上を図っております。

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能の役割と責任を明確化するため執行役員制度を採用しております。

当制度の下、業務執行に関しては、取締役会が中期計画などの経営目標を定め、代表取締役および執行役員が、半期毎に、具体的活動方針および目標を設定し業務の執行および進捗状況をレビューしております。また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員と関連部門長が出席する「経営会議」を開催し効率的審議を行い、取締役会規程に定められた事項は、取締役会の決議・報告により監督機能を発動しています。

また、当社は、独立社外取締役を過半数の構成員とするガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名、また経営陣幹部や取締役の報酬、並びに後継者計画等の重要な事項について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらには監査機能強化として、半期毎の各部門活動状況報告の「総合会議」並びに「経営会議」には監査役の出席を仰ぐほか、代表取締役社長直轄の「監査室」に兼任1名を含む2名を配置して実地監査を行い、その結果は、社長ならびに監査役に報告する体制を整備しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤功士氏、武藤元洋氏の2名であり、ひびき監査法人に所属しております。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他1名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のとおり、当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しております。  
また、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能の役割と責任を明確化するため執行役員制度を採用しております。  
なお、独立社外取締役については2名を選任しており、監督機能の実効性向上を図っております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、2021年3月期定時株主総会(2021年6月29日開催)に係る招集通知の発送を、6月9日(法定期日の3営業日前)に行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから行うことができます。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知を、東証ホームページおよび当社ホームページにて開示しています。
その他	株主総会招集通知のWeb開示を発送日の一営業日前に実施しました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、これを当社ホームページに掲載しています。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報は、決算発表にあわせて当社ホームページに掲載しております。また、中期計画の概要や決算情報以外の適時開示資料、主要な経営指標の推移についても掲載しております。(https://www.n-seisen.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営企画部を窓口とし経営企画部管掌役員が関連部門の連携指示を含めIR活動を統括し、適宜IRを実施しております。	
その他	株主の皆様にご正確な情報を公平にご提供するために、当社ホームページへの各種情報掲載および個人株主様向けの工場見学会などを実施しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社生産工場(枚方工場・東大阪工場)は、環境保全活動の一環として環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、取締役会において「日本精線企業倫理憲章」を定め、その中で、「当社は、株主・顧客・地域住民をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に適時開示すること」をうたっており、それに基づいて制定した「日本精線行動規準」の冊子をすべての役員、執行役員および従業員等に配付し、その徹底を図っております。また、「適時開示基準の概要」は常時「社内LAN」に掲示するとともに、内部監査の都度に各部門長に認識度のチェックを行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

##### 内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

##### 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」及びそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員及び使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。

また、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。

これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置、コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。コンプライアンス委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

##### 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体(以下、文書等)に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の裁決書類並びに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存及び管理を適正に行う。

##### 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、執行役員がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理する。子会社の損失の危険に関しては「関連会社管理規程」に基づき経営企画部が主管部署となり管理し、都度必要な指導を行う。それら内容については「コンプライアンス委員会」並びに取締役会に報告する。また、突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を協議・実施する。

##### 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。当社執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役及び執行役員が半期毎に、具体的活動方針及び目標を設定し業務の執行については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。

また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員及び関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。

##### 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は親会社及びそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。

ロ. 「経営会議」において子会社取締役は業績及び計画を適宜報告し、年次決算及び予算に関しては「経営会議」にて審議する。また、子会社における重要な設備投資については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。

ハ. 子会社の経営が順調に進展するように、適宜、子会社取締役は当社関係部署と打合せを実施する。

ニ. 当社取締役、執行役員及び使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役就任し、子会社を監査、監視する。内部監査部門は、1年に1回重要な子会社の監査を実施し、代表取締役社長並びに監査役会にその結果を報告する。

ホ. 子会社に「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を配付し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙する。また、財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告の信頼性の維持・向上を図る。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人(監査役スタッフ)を置くことを求められた場合は、総務部所属の使用人にその任を命じ行わせる。その使用人の人事異動・人事評価等の処遇に関しては監査役会との協議により実施する。

##### 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を総務部長に確保させる。

##### 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの推進・実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口への相談・通報状況、その他重要事項について報告する。また、半期毎の各部門活動状況報告の「総会議」並びに「経営会議」には、監査役の出席を仰ぐ。

##### 子会社の取締役、監査役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して、子会社に関する前項に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役及び使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

##### 監査役に報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを「公益通報者保護規程」に定める。

監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払または債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

##### その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を設定する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

##### コンプライアンスに関する取組みの状況

・コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「日本精線行動規準」を役員及び使用人に配付し、定期的にコンプライアンス教育を行うことで、周知徹底を図っています。

・内部通報制度について、通報・相談の窓口を従来の社内窓口だけでなく、顧問弁護士事務所の社外窓口を設けるなど制度の整備、充実に取り組んでいます。

#### リスク管理体制の強化

・代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を8月、2月及び3月に開催し、当社及び当社子会社における環境・安全・健康・品質・設備・情報管理等の様々な業務に係わるリスクの分析、対応策・実施状況の確認を行っております。また、大規模自然災害発生時に備えた事業継続計画(BCP)の充実に継続的に進めております。

#### 経営意思決定の効率化

・当社執行役員制度の下、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、半期毎に具体的活動方針及び目標を設定し、業務の執行及び進捗状況のレビューを「経営会議」及び「総合会議」にて行っております。

・重要事項に関する意思決定を行う「経営会議」については、原則毎週火曜日に開催し効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項としております。

#### 企業グループにおける業務の適正の確保

・当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は当社における原材料の重要な供給元ですが、その取引に関しては、経済合理性に基づき、品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として定めた「原材料取引の基本方針」に基づき運用しております。

・当社子会社取締役は、月次業績及び計画、並びに年次決算及び予算に関して、適宜「経営会議」にて報告し、業務の執行及び進捗状況のレビューを行っております。

・当社取締役、監査役、執行役員及び使用人の内、THAI SEISEN CO.,LTD.には3名、耐素龍精密濾機(常熟)有限公司には5名、大同不銹鋼(大連)有限公司には2名(ただし、2021年2月18日以降は1名)、韓国ナスロン株式会社には3名、日精テクノ株式会社には2名が非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視しております。

・内部監査部門は、韓国ナスロン株式会社には10月、THAI SEISEN CO.,LTD.には2月、耐素龍精密濾機(常熟)有限公司には3月に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、当該3社の監査はインターネット等を活用して実施しております。

#### 監査役の監査体制

・重要な意思決定や職務の執行状況等監査役が必要とする情報については、文書及び議事録の供覧や「コンプライアンス委員会」「経営会議」「総合会議」への出席を通じて適切に行われております。

・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ3ヶ月に1回意見交換会を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム整備」において、上記のとおり反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めております。

また、「日本精線行動規準」においても反社会的勢力との絶縁について規定しており、全ての役員、執行役員および使用人への周知・徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制に関する概要図は(参考資料1)をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

会社情報の適時開示に係る基本的な考え方

・当社は2006年5月に「日本精線企業倫理憲章」を制定し、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルール及びその精神を順守するとともに、社会的良識をもって行動することを宣言いたしました。

・この「日本精線企業倫理憲章」に10個の原則を掲げておりますが、その4原則目に「4. 当社は、株主・顧客・地域住民をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に適時開示する」と謳い、当社は投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであると十分に認識しております。そして常に投資者の視点に立ち、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行います。

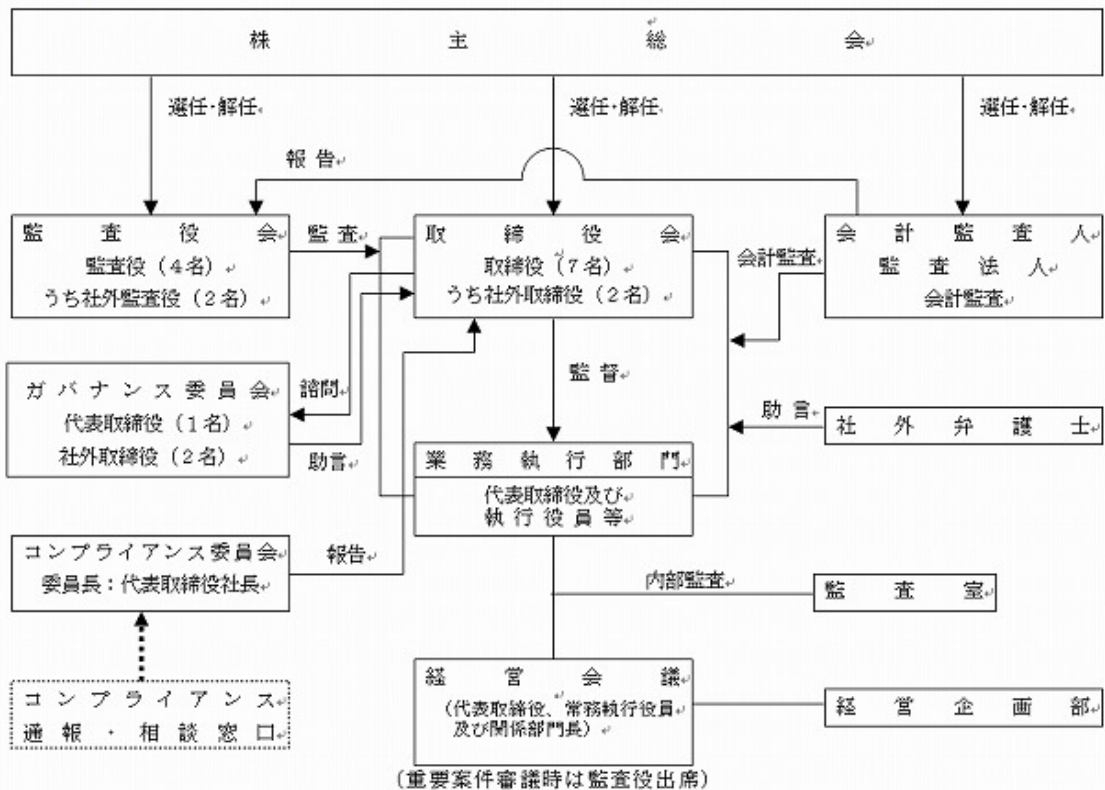
適時開示が求められる会社情報

・適時開示が求められる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する情報であります。詳細は上場している証券取引所が定めた「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「会社情報適時開示ガイドブック」等を参照しております。

適時開示に係る社内体制

・適時開示に係る社内体制は、< 適時開示体制の概要 > (参考資料2)のとおりであります。

#### (参考資料1)



(参考資料2)

<適時開示体制の概要>

